

第203回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和6年3月19日(火)
午前10時00分～11時00分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第203回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和6年3月19日(火) 午前10時00分～11時00分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、内田 満夫、
藤巻 浩之(代理 宮崎 和義)、信夫 隆生(代理 滝沢 将史)、
本郷 高明、大林 裕子、亀山 貴史、須永 聡
- 4 欠席委員 齋藤 利志子、石関 正典、茂原 荘一、青木 貴俊
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 剣持課長、長岡次長、建築課 柳澤次長
- 6 議案

第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

第2号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第203回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝剣持課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第203回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の剣持でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思っております。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は津久井委員と内田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(長岡次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者 2 名、一般傍聴者 5 名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(長岡次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が 2 名、一般傍聴者が 5 名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(建築課・柳澤次長)

本日審議をお願いする 2 件は、同じ申請者が太田市の工業専用地域内に産業廃棄物処理施設を建設するものですが、敷地が道路を挟んで南北 2 つに分かれているため、別の議案となっております。

それでは、初めに第 1 号議案について説明させていただきます。

議案書 1 ページをご覧ください。

本議案は、太田市長が行う太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置許可について、建築基準法に基づき、都市計画上の支障の部分が付議するものです。

議案書 2 ページをご覧ください。

施設の概要と付議根拠を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称：太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域：工業専用地域、申請者：東金属株式会社、申請地：太田市新田反町町 1 3 1 番 1、同新田木崎町 1 4 6 6 番 2、でございます。敷地面積は 2 万 2 2 5 4 平方メートル。主な施設は、産業廃棄物処理施設。

処理能力ですが、議案書 3 ページの表に示しますとおり、廃棄物の種類及び処理方法ごとの計画処理能力が、許可不要となる規模を超えることから、許可が必要となるものです。

3 ページの 1 行目で申し上げますと、建築基準法で許可が不要となる規模が 1 日 6 t までのところ、本件の計画処理能力は 1 8 4. 8 t であり、6 t を上回ることから許可が必要になっているというものでございます。

3 ページの根拠法令ですが、建築基準法第 5 1 条です。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、建築基準法第 5 1 条に基づき、建築等が制限

されていますが、特定行政庁である太田市が、県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることとなっています。

なお、施設の具体計画等につきましては、許可事務を行う太田市建築指導課から説明させていただきます。

(太田市建築指導課・井上課長)

第1号議案について説明をさせていただきます。

申請者の東金属株式会社は、ヤマダ電機の100%子会社であり、自動車・廃家電等破碎処理に加え、小型家電リサイクル事業を行っており、また、太田市内の一般廃棄物の受け入れも行っております。本議案の第1工場では、平成15年に許可を受け、現在破碎施設のみが稼働しておりますが、既存の焼却炉プラントは、老朽化のため平成31年に廃止し、今回新たに焼却施設を計画するものです。新たな焼却施設は、排ガス処理システムを導入した国内最大級の焼却施設であり、毎時8,000キロワットの発電能力を有しております。

また、今回計画されております施設は、リサイクルだけでなく、焼却の廃熱を利用して発電するなど循環型社会の推進に貢献しており、社会的にも必要に迫られた施設と言えるところでございます。

それではまず、お手元の図-1またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、太田の都市計画図でございます。図面の上が北となります。中央、「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、新田中部工業団地の中ほどに位置しており、工業団地の周囲は、南側の第一種住居地域を除き、市街化調整区域となっております。最も近い公共施設等は、直線距離にして約540メートル南のきざきまち幼稚園となっております。搬入搬出経路は、敷地南側の太田市道2級58号線を経由し、西の太田市道2060号線又は東の県道332号線を通行する経路となります。

続きまして、お手元の図-2またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図となります。図面の上が北となります。

赤でお示ししたのが、今回の申請地でございます。敷地周辺の土地利用は、青色でお示したものが工場、黄色でお示したものが住宅となります。最も近い住宅までの距離は、申請敷地から南東に約205メートルでございます。

続きまして、お手元の図-3またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、配置図です。図面の上が北となります。黄色で塗られたAからIが今回増築となる施設でございます。白抜きで示した建物は、既存の施設、緑色が緑地帯となっております。敷地中央から東側のAからCの建物が焼却施設、西側のDからHの建物が破碎施設となっております。搬入搬入車両の出入口は南東の1カ所であり、赤色の点線が焼却施設への動線、青色の点線が破碎施設への動線、茶色の点線が廃棄物の荷下ろし後の動線となります。廃棄物を搬入する車両は、建築物Aの南側にある台貫にて重量を計測し、荷下ろし後、北側にある台貫にて重量を計測することで搬入した重量が分かるようになっております。

続きまして、お手元の図－4またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、破碎施設の動線図でございます。図面の上が北となります。青色の線が処理前の廃棄物の動線、水色の点線が処理後の有価物の動線、青色の点線が処理後、焼却される廃棄物の動線となります。オレンジ色部分の保管場所に搬入された廃棄物は、黄色部分の破碎機により破碎されます。破碎後は選別機を経て、有価物となる鉄、非鉄と焼却可能なシュレッダーダストに分けられます。破碎機につきましては、防音室に設置するなど、騒音対策を行い、破碎の際に発生する粉塵については、散水および集塵設備により外部に出ないよう対策されております。

続きまして、お手元の図－5またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、焼却施設の搬入・搬出の動線図でございます。図面の上が北となります。赤色の線が焼却される固形状の廃棄物、青色の線が感染性廃棄物、青色の点線が破碎処理後のシュレッダーダスト、緑色の線が廃油等の搬入動線となります。

固形状の廃棄物は、桃色部分の廃棄物ピットに一時保管され、焼却されます。感染性廃棄物は、専用容器に密閉された状態で水色部分の感染性保管庫に一時保管後、廃棄物ピットに運ばれ、固形状の廃棄物と共に焼却されます。廃油等は、保管タンクから焼却炉へ直接噴霧され、焼却されます。

廃棄物ピット内を負圧とすることや専用容器に密閉することで臭気が外気に出ないよう計画されております。

続きまして、お手元の図－6またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、焼却施設の処理工程を示したものでございます。図の左側から順に説明させていただきます。①荷下ろし場は、黒色の点線で示す車両前後の扉いずれかが必ず閉じている構造となっており、悪臭の漏れを防止しております。②廃棄物ピット内に集められた廃棄物はクレーンにより③焼却炉へ投入され、ロータリーキルン、ストーカ炉で燃焼します。焼却後の燃え殻は、飛散防止のため加湿処理を施した上で燃え殻ピットに蓄積されます。④焼却時に発生する排ガス等については800度以上で再燃焼することで有害物質を分解し、⑥減温塔により200度以下まで急激に冷ますことでダイオキシン類の再合成を防ぎます。冷却後の排ガスは、⑦バグフィルタ集塵装置により無害化された状態で外気へ放出され、ばいじんは飛散防止のため加湿処理を施した上でばいじんピットに蓄積されます。また、今回導入する焼却施設においては、排ガス熱を活用し、⑤の工程で自己発電する仕組みとなっており、サーマルリサイクルを実現しております。

続きまして、お手元の図－7またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物の処理前と処理後の状態を表したものです。左側が処理前の搬入物となっており、左上が破碎施設へ送られる混合廃棄物、左下の囲いが焼却施設へ送られる汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物となります。左上の混合廃棄物は、破碎処理後、焼却施設へ送るシュレッダーダストと有価物に分けられ、有価物である鉄、非鉄は製鉄、製鋼原料として売却されます。左下の囲いの廃棄物、破碎されたシュレ

ッダーストは、焼却処理後、セメント原料として外部へ委託処理されます。

続きまして、お手元の図－8またはスクリーンをご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、市関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和5年12月1日付けで終了しています。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可等の関係法令の手続を経て、施設の建設工事着手は、令和6年7月頃を想定しており、令和8年3月頃に竣工となる見込みです。

お手元の図、スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明として産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可に対して確認した内容についての概要を申し上げます。

「位置の妥当性」については、用途地域が工業専用地域であり、過去に同許可を受けた敷地で、同様の施設を稼働してきた実績があることから、妥当であると判断いたしました。

「搬出入路の妥当性」についても、適切な道路幅員を有する経路が確保されており、妥当であると判断いたしました。

また、経路の道路上に搬出入車両が滞留しないよう、搬出入は予約システムにより管理され、万が一重複した際の対応として、敷地内に十分な滞留長や待機スペースが確保されています。

「環境・公害対策」については、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や騒音・振動規制法等による環境基準を満たす計画としており、また、太田市とおおた環境チャレンジ協定を締結し、積極的に環境保全への取り組みを推進しております。

「地域住民」に対しては、施設計画について周辺600m以内の住民を対象に説明会を行い、その後、地区長説明会が行われております。また、類似施設として埼玉県環境整備センターの焼却発電炉の見学会を開催し、各地区代表者に参加してもらい、施設計画に対する関心を高めています。

今後は、おおた環境チャレンジ協定に基づき、環境保全への取り組み状況について公聴会を年1回以上開催することになっており、各地区の区長および区長代理、太田市、東金属が参加することになっております。

以上のことから、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

いくつか、質問と意見があるが、1つは、住民説明会の際に、いろんな意見交換があった

と思うが、例えばどんな意見が出ていたのか。

それから、類似施設として、これまでに県内でどんな施設があり、そこでどのような問題点があったのか。また、それを解決する形でこの施設が計画されているのか。扱う品目が非常に多いため、今回施設や品目を見ると、住民からはいろいろな意見が出たものと思われる。

それから、搬出する品目を見ると、カーボンニュートラルやSDGsに非常に関わる内容となっている。こういう時代において、カーボンニュートラルやSDGsについて、企業としてどのようなことを打ち出しているのか。

それから、その他の関連法令として、景観条例の記載があるが、太田市で定めた景観条例の、何に抵触するのか。

(太田市建築指導課・井上課長)

まず施設に対するご意見ということでございますが、以前からある施設であり、おおむね良好な形で、理解をいただいているところでございます。

少数派の意見といたしましては、こちらの施設による恩恵があまりないのではないかと意見や、付属の施設を作って欲しいなどの意見がございました。

それから、低炭素などの問題につきまして、太田市の方で、チャレンジ協定というものを結んでおります。その中で、自主的な数値目標を管理しており、そういったSDGsのような活動についても協力をお願いしている。

それから特に景観についても、それほど特異なものではなく、太田市の基準には適合しているものと理解しております。

(小林委員)

類似施設について、例えばどんな問題が起きているのか。そういうことに踏み込んで確認しているのかということである。

品目が非常に多いため、例えば感染性産業廃棄物等について確認せず、後から何かかわかると大変なことになる。そういうことを踏まえて、類似施設の確認をしたのか。また、県内にそういう施設はないのか。

また、品目を見るとSDGsそれからカーボンニュートラルと非常に関わっている産業であるため、そういうことをきちんと住民に説明をしたのか。類似施設で、課題が出てないのか。問題点があれば、反省・改善をして、進めていくというのがオーソドックスなやり方と考えるが、それをきちんとやっているのかという確認である。

(太田市建築指導課・井上課長)

類似施設については、市内に同じようなものがございます。

それから、問題は何かあるかというところでございますけども、破碎施設になりますので、火災に対する懸念がございました。そちらについては、作業手順と、その他施設の配置について、確認をいたしているところでございます。

(小林委員)

焼却に関連してはどうか。

(県廃棄物・リサイクル課・小林係長)

県の廃棄物リサイクル課の方からご説明させていただきます。

令和5年4月1日現在で、同様の焼却施設、県内にどれぐらいあるかということですが、廃プラスチック類の焼却施設ですと、事業者が設置しているものは4件。処理業者が設置しているものが12件。合計で16件あります。

その中で、感染性廃棄物も処理している事業者も、少なくとも3件ありまして、いずれも廃棄物処理法に基づく処理基準の遵守というのが求められておりますので、その基準に従って処理していただいております。

その内容は、別途申請していただいている産業廃棄物処理法に基づく、設置許可申請の中で審査をさせていただきます。

(小林委員)

先ほど景観条例についても話していただいたが、具体的に太田市の景観条例に、何が引っかかってくるのか。

(太田市建築指導課・井上課長)

景観条例については、色彩の規制がかかってくることとなります。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、内田委員。

(内田委員)

東金属株式会社の実業場の労働者数は何人ほどか。というのも、ある一定基準を超える安全衛生体制をしっかりとしてもらわないと困ると。事故など起きると、大量漏えいとか、周辺の問題が起きかねないということから、こういう施設は安全性体制をしっかりといただく必要があるため、そこを確認したい。

(太田市建築指導課・井上課長)

こちら第1につきましては、役員も含めまして、合計で52人でございます。

(内田委員)

50人を超えると一気に安全衛生のルールが変わり、安全衛生管理者であったりだとか、産業医であったりだとか、そういったところがおぎなりの企業があるため、そこをクリアしているかどうかについてしっかりと確認いただきたい。

(太田市建築指導課・井上課長)

それにつきましては十分確認させていただきたいと思います。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、津久井委員。

(津久井委員)

審査基準の中で、原則として、従業員等の車両の駐車場が確保されていること。とあるが、第1議案については、図面で見ると5台分だけしかないが、不足しないのか。

(太田市建築指導課・井上課長)

従業員駐車場につきましては第2工場の方に大きなものがございます。第1工場の方はスペースの問題で従業員駐車場は少ないが、基本的には第2工場の方で不足分については賄えるというふうに考えております。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、本郷委員。

(本郷委員)

最終処分場は、絶対必要な施設であり、老朽化や環境等を考慮して、リニューアルしなければいけないことは分かるが、群馬県はごみ排出量ナンバーワンであるため、やはり県全体市全体としてキャパが厳しい状況なのかどうか、現状を教えていただきたい。

それから、発電施設があるが、この発電した電気はこの施設で使用する分で完結するのか教えていただきたい。

(太田市建築指導課・井上課長)

社会的な必要性というのも十分感じるところでございます。以前からやはり規模が足りない処理でございまして、今回、ヤマダ電機さんの参加ということもございますので、家電製品の需要というのは、かなり増えているというふうには聞いております。

それから発電でございますけども、工場内で使用できる以上にできたものについては売電することとなります。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、小林委員。

(小林委員)

以前、一般廃棄物の県内の処理能力と施設の数、それから、県外からどれぐらい入ってくるのかということを随分前に確認したところである。今回のような、品目の多い、産業廃棄物についてはどの範囲から搬入されるのか。

(太田市建築指導課・井上課長)

県外ですと、埼玉県がメインになると思われます。

(小林委員)

県内の割合や県外の割合などは分かるか。

(県廃棄物・リサイクル課・小林係長)

県の廃棄物リサイクル課です。

県内の中間処理業者がどれぐらい取り扱っているかという量ですが、令和3年度の段階で、委託を受けた廃棄物は235万t程度です。うち県内が58%の136万t程度、県外が42%の99万トン程度になっております。

今回は産業廃棄物の処理施設になりますので、先ほどご説明が太田市の方からありましたけれども、原則的には全国どこからでも、受けられることになっております。

群馬県の場合は、埼玉県からも多いですけども、東京ですとか、あとは近県、北関東の方からの受け入れはあるような状況になっております。

(小林委員)

この手の施設が結構あるわけで、県内では全体的に首都圏のものを受け入れているが、ヤマダ電機の子会社ということもあり、広く扱うということか。

(太田市建築指導課・井上課長)

産業廃棄物については広く扱うとしては可能です。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するというところで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

続きまして、第2号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(建築課・柳澤次長)

それでは、第2号議案説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。

本件は、第1号議案敷地南側の道路を挟んだ敷地で、太田市長が産業廃棄物処理施設の敷地位置許可について、建築基準法に基づき、都市計画上の支障の有無を付議するもので

す。

議案書 5 ページをご覧ください。施設の概要と付議根拠を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称：太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域：工業専用地域、申請者：東金属株式会社、申請地：太田市新田反町町 1 4 0 4 番 9 ほか 4 筆でございます。敷地面積は 1 万 4 7 4 平方メートル。主な施設は、産業廃棄物処理施設。

処理能力ですが、議案書 6 ページの表に示すとおり、廃棄物の種類及び処理方法ごとの計画処理能力が、許可不要となる規模を超えることから、許可が必要となるものです。根拠法令は建築基準法第 5 1 条です。

なお、施設の具体計画等につきましては、許可事務を行う太田市建築指導課から説明させていただきます。

(太田市建築指導課・井上課長)

第 2 号議案について、説明をさせていただきます。

第 1 号議案と内容が重複しますが、申請者の東金属株式会社は、ヤマダ電機の 1 0 0 % 子会社であり、自動車・廃家電等破碎処理に加え、小型家電リサイクル事業を行っており、また、太田市内の一般廃棄物受け入れも行われております。本議案の第 2 工場では、昨年 7 月 1 1 日に家電 4 品目及び小型家電の破碎処理のため一般廃棄物処理施設として建築基準法第 5 1 条の許可を受けており、令和 6 年 7 月竣工予定となっております。今回、一般廃棄物だけではなく産業廃棄物の受入れを行う計画のため、産業廃棄物処理施設として再度許可するものです。

家電リサイクル事業をはじめとするマテリアルリサイクルの推進に貢献しており、社会的にも必要に迫られた施設と言えるところでございます。

それでは、まず、お手元の図-9 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、太田の都市計画図でございます。図面の上が北となります。中央、「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。申請地は、新田中部工業団地の中ほどに位置しており、工業団地の周囲は、南側の第一種住居専用地域を除き、市街化調整区域となっております。最も近い公共施設等は、直線距離にして約 4 0 0 メートル南のきざきまち幼稚園となっております。搬入搬出経路は、敷地南側の太田市道 2 級 5 8 号線を経由し、西の太田市道 2 0 6 0 号線又は東の県道 3 3 2 号線を通行する経路となります。

続きましては、お手元の図-10 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図となります。図面の上が北となります。

赤でお示ししたのが、今回の申請地でございます。敷地周辺の土地利用は、青色でお示したものが工場、黄色でお示したものが住宅となります。最も近い住宅までの距離は、申請敷地から南東に約 1 7 0 メートルでございます。

続きまして、お手元の図-11 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、配置図です。図面の上が北となります。黄色で塗られた A 及び B が現在建築工事中の施設でございます。白抜きの建物につきましては、既存の施設、緑色が緑地帯とな

っております。Aが家電4品目の破砕施設、Bの建物が処理前後保管倉庫、Cの建物が小型家電の破砕施設、Dが管理事務所兼小型家電の手選別施設となっております。搬出搬入車両の出入口は北東の1カ所であり、青色の点線が破砕される廃棄物を搬入する動線、茶色の点線が廃棄物の荷下ろし後の動線となります。廃棄物を搬入する車両は、台貫にて重量を計測し、荷下ろし後、再度同じ台貫にて重量を計測することで搬入した重量が分かるようになっております。

続きまして、お手元の図-12またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、家電4品目の破砕施設の処理動線図でございます。図面の上が北となります。青色の線が処理前の廃棄物の動線、水色の点線が処理後の有価物の動線となります。家電4品目は、桃色部分と2階にて手選別によりプラスチック材が取り出された後、破砕されます。破砕後は選別機を経て、有価物となる金属くず、ウレタンを選別し、その他の混合物は小型家電破砕施設へ運ばれ、再び破砕処分されます。破砕機につきましては、防音室に設置するなど、騒音対策を行い、破砕の際に発生する粉塵については、排風機およびバグフィルターにより外部に出さないように対策されております。

続きまして、お手元の図-13またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、小型家電の破砕施設の処理動線図でございます。図面の上が北となります。青色の線が処理前の廃棄物の動線、青色の点線が外部に処理委託される廃棄物の動線、水色の点線が処理後の有価物の動線となります。小型家電は、手選別によりプラスチック、金属配線、基盤、モーターが取り出され、有価物を除き、家電4品目の破砕施設から運ばれる混合物と合わせて破砕機により破砕処理されます。

続きまして、お手元の図-14またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、廃棄物の処理前と処理後の状態を表したものです。左側が処理前の搬入物となっており、左上が家電4品目、左下が小型家電となります。これらは、破砕処理後、廃プラは再生プラ原料として、ウレタンはRPF、固形燃料材として、鉄、非鉄、金属配線は製鋼原料として売却されます。廃棄物として残る混合廃棄物については、第1工場にて焼却処分されます。

続きまして、お手元の図-15またはスクリーンをご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。左上の「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、市関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和5年6月7日付けで終了しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可等の関係法令の手続を経て、令和6年7月頃に竣工となる予定です。

お手元の図、スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明として産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書き許可に対して確認した内容についての概要を申し上げます。

「位置の妥当性」については、用途地域が工業専用地域であり、妥当であると判断いたしました。

「搬出入路の妥当性」についても、適切な道路幅員を有する経路が確保されており、妥当であると判断いたしました。

「環境・公害対策」については、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や騒音・振動規制法等による環境基準を満たす計画としており、また、太田市とおおた環境チャレンジ協定を締結し、積極的に環境保全への取り組みを推進しております。

「地域住民」に対しては、施設計画について周辺600mの住民を対象に説明会を行い、その後、地区長説明会が行われております。また、おおた環境チャレンジ協定に基づき、環境保全への取り組み状況について公聴会を年1回以上開催することとなっております。公聴会には、各地区の区長および区長代理、太田市、東金属が参加することとなっております。

以上のことから、本施設の敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第2号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

図-14について、先ほども言ったが、カーボンニュートラルやSDGsに関連するような新しい施設を作るときに、この企業として、他のところと同じではなく、うちはこんなこともできる、さらにこの能力を上げたというようなことを、企業としてきちんと説明しているかどうかということを確認したい。

例えば、プラスチックの分別や再利用に関しても、技術的に1年前と今とでは、大分違う。そういうことをきちんとわきまえて申請をしているのか、そういう企業精神があるかどうかということを確認したい。

(太田市建築指導課・井上課長)

私どもの立場ではお答えできないが、先ほど申し上げたように、太田市とおおた環境チャレンジ協定を締結しておりますので、その中でいろいろなことを協議・提言をしていただいて、自主的な活動をしていただいているというように考えております。

(小林委員)

行政としてはそうだと思うが、例えば、話の中でそういう話題に触れる企業なのかどうか、そういうことを知りたい。

どんなに注意していたり、安全マニュアルを設定したとしても、必ず漏れがあるものである。

行政としては答えにくいとは思いますが、そういった姿勢が企業の雰囲気としてあるか。

(太田市建築指導課・井上課長)

危険性等につきましては、繰り返しになってしまいますけれども、マニュアルですとか、訓練等を実施するというふうに聞いております。

また、地域に対する貢献といたしましては、太田市の方との協定を結びまして、災害時の受け入れですとか、そういったところもご意見をいただいているところでございます。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、内田委員。

(内田委員)

図-11のCは、既存の小型家電の破碎施設であり、その説明が図-13の左側の建物と見受けられる。新設するA・Bに関しては、破碎機にきちんと防音壁があるが、既存のCの方には何も設置されていない。

図を見る限り、窓があり、破碎機からの音がどのくらいかはわからないが、大きい音があると問題がある。

夏になると、暑くて窓開けて作業するような企業も多くあり、敷地境界への騒音の影響が懸念される。

これについて、何か情報はるか。

(太田市建築指導課・井上課長)

騒音につきましては、理論的な計算があり、基準値以下となることは確認しております。

(内田委員)

機械自体がそれほど音を出さないという認識でよいか。

破碎機は環境測定をすると、90デシベル程の大きな音を出すものだが、今回の施設はそのまま窓があるため、騒音の影響はないのか確認したい。

(太田市建築指導課・井上課長)

基本的に破碎機につきましては、中に防音室を設けておりますので、そちらの方である程度防げると理解しております。

(内田委員)

この建物C自体が防音施設になっているという認識でよいか。

(太田市建築指導課・井上課長)

はい。こちらにつきましてはプラスチックの破碎ですのでそれほど音は出ないというふうに考えております。

(内田委員)

プラスチックでも相当大きいはずである。

先ほども関連するが、作業環境測定を半年に1回行っており、データもおそらく取っているはずであるため、その情報がもしあれば教えていただきたい。

(太田市建築指導課・井上課長)

現況の騒音レベルは、敷地境界で大体60デシベルほどとなっております。

(小磯会長)

その他、ご質問或いはご意見ございましたらお願いいたします。

はい、本郷委員。

(本郷委員)

質問ではなく意見であるが、最終処分場や廃棄処理施設で一番問題となるのは臭いと騒音である。住民からも、騒音問題について、よく要望いただくところである。

今回の施設についても、完成した後に騒音問題が発生しないように、基準の方はしっかりと守っていただきたい。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、本事案につきましては原案の通り、決定するということで特にご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議なしで認めまして、そのように決定いたします。

(小磯会長)

はい。では本日の議事は終了いたしました。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第のその他ということになりますけれども事務局から何かございますか。

(剣持課長)

事務局から報告いたします。

次回、第204回の審議会の開催についてですが、第2回定例県議会後の令和6年6月

下旬での開催を予定しております。具体的には、会長にご相談のうえ期日を決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

はい、ありがとうございます。

その他、何か皆様からお話等がございますか。

(特になし)

(小磯会長)

それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん本当に熱心なご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。